

野宿からの生活保護(居宅)申請、『傾向と対策』

中之島野営地の仲間の努力の積み重ねから見えてきたことは……

前々号の「現場通信」で、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づく国の基本方針が発表されるのと同時に、厚生労働省から、「ホームレスの生活保護適用について」などの通達が出され、野宿からの生活保護(居宅)適用の可能性が拡大されたことを伝えた。

国の緊急対応策は生活保護の適用であり、野宿生活者の居住なし、職なしの状態から、居住あり、職なしの一般失業者状態へととりあえず移行させ、一般の雇用対策で失業状態も解消していこうという考え方のように判断されるからである。

職安(ハローワーク)に野宿生活者が相談に行くと、まず居所を確保してから相談に来て下さいと言われる事が多い。

厚生労働省では、求職者のために「生活情報提供コーナー」を職安に設置し、求人情報ではない、いうならば野宿にならなくても済む方策を情報提供すると計画を発表したが、その情報の中には、生活保護とはどのようなものか、どうすれば生活保護受をけられるかということも含まれている。

これらの流れを見れば、国・厚生労働省の野宿生活者対策・野宿予防策の基本は生活保護による、との考えであるといえる。自立支援センターなどの施策が、野宿生活者の存在数から見れば対応能力を欠いている大阪の現状からすれば、特にそう思わざるを得ない。

釜ヶ崎支援機構や釜ヶ崎反失業連絡会は、野宿生活者問題の解決は職の提供によるべきであると主張し、国を始め大阪府・市に実現を求め続けてきた。

生活保護に解決を求めれば、「惰民」攻撃にさらされ、生保打ち切り攻勢により元の木阿弥となる可能性が高いこと、福祉窓口の職員配置の問題から事務手続き段階で破綻するおそれがあることなどから、生活保護の活用には否定的であった。今でもその考え方を変えてはいない。しかし、就労機会拡大による解決目途が全く見えない今日、見果てぬ夢を追って多くの仲間に野宿し続けることを呼びかけることはできない。路上死から遠ざかる機会があれば、積極活用を呼びかけざるを得ない。

中之島では、すでに呼び掛け、百二十人の仲間が生活保護申請を済ませた。そして、十人近くの仲間が、敷金を得てアパート生活に移行している。だが、十人の仲間は却下され、再び野宿へと戻されている。

道はまだまだ平坦ではない。中之島野営地からは、却下される可能性が高い事の説明を聞いたあとでも、僅かな可能性を信じて、生活保護申請に出掛けている。仲間たちの努力によって見えてきたこともある。それによって、輪番労働者全体に、具体的情報提供ができるようになった。

各区で独自性の強い支援運営課(旧福祉事務所)

中之島公園から生保申請に出掛けた仲間は約百二十名、生活保護申請は現地保護によるということで、野宿している区に申請する。これまでに行った区は、北区、西成区、中央区、西区、天王寺区、城東区、阿倍野区、東住吉区。

保護の実施機関である各区支援運営課は、それぞれ独自性が強いようで、同じ大阪市にある区とは思えないほど対応にばらつきがある。浪速区は野宿している仲間が沢山いるのに、受け付けすら拒否している。

熱心に取り組んで貰っている区もあるが、結局は福祉窓口の職員の配置問題、職員の仕事処理能力を超えて申請が舞い込むという状態になることを心配して、「もう沢山、来て欲しくない」というのが各区支援運営課の共通した思いのように見受けられる。根底には、野宿生活者問題への無理解があるように思える。

七十人を超えて保護申請が集中している北区では、通常の対応は困難なのか、六十歳で線引きして、保護をかける、かけないを決めているかのよう、今、判明している結果からは思える。

これまでの野宿生活者調査から言えば平均年齢は五十五歳であるから、六十歳で線引きすると増える仕事量はしれている。五十九歳までは、一律に「稼働能力の活用が十分に図られていないため」という理由で、却下通知書を郵送する作業ですむということだ。

この方式がもし存在するのなら、不当なこととして訂正する努力をするとして、北区では少なくとも六十歳を超えていれば、生活保護(居宅)にかかれる可能性が高いことが明らかになったと思われるので、北区で野宿する六十歳以上の仲間については朗報であろう。

ただ、福祉窓口の職員をいじめるために生保申請をするのではないので、北区は六十歳以上一日五人にするとか、ある程度の調整は必要かも知れない。

六十歳以上は保護やむなしの考え方が、他区でも共有されているかどうかは、もう少し結果を見てみないとわからない。

本来的には、生活保護に年齢制限はない。困窮の事態に年齢はないのだから。

原則を維持できない要因の一つに、大阪市が生活ケアセンターを経由しての保護に固執していることがあると思われる。厚生労働省の通知に従っておこなっているのであろうが、タダでさえ少ない福祉資源、生保申請しても決定までの2週間を待機するケアセンターに空きがない、ケアセンターの空きを待っている内に2週間が来る、エイしょうがない、却下にしてしまえ、と、こうなっている可能性もある。

「ベッドにあわせて足を切り縮める」のではなく、身体に合わせてベッドを大きくして貰いたいものだ。野宿者の生保申請を却下し、再び野宿に戻す、行政が野宿生活者を再生産するのは、早くやめるべきだ。

輪番登録者の内、60歳～64歳は千三百人いる。この人たちに、生保移行で輪番を卒業して貰えば、輪番の回りがものすごく早くなる。詳しくは、「生保申請手引き書」を見て下さい。

ハローワーク阿倍野 = 大阪市阿倍野区文の里1-4-2

野宿状態であることを伝えて求職受付をして貰う。連絡先は、釜ヶ崎支援機構でも良い。阿倍野職安は、朝一番がすいているようだ。なるべくその時間帯に。

阿倍野職業情報センターや関西就職サポートセンターでは、紙の求職票を使っていません。IDカードだけです。支援運営課(旧福祉事務所)では中を読み取ることができないので、就労努力を立証するのに使えません。注意して下さい。